

国総入企第25号
国総建整第297号
平成23年3月18日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省総合政策局
建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る
支払の迅速化について（要請）

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、今般の地震による影響もあって、極めて厳しい状況にあります。特に、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、今般の地震により被災した施工中の工事、被災した工事以外で今般の地震に関して中止命令を受けた工事等についての支出が行われないこととなれば、企業の活動にも大きな影響を与え、災害応急復旧等に支障を与えるおそれもあります。

つきましては、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で東北地方太平洋沖地震等により被災したもののその他の工事に係る支払等に関し、次のとおり御配慮いただけるようよろしく申し上げます。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせて申し上げます。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

I. 今般の地震により被災した施工中の工事

1. 被災前の出来高による支払

今般の地震により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が生じた工事について、各地方公共団体の実情も踏まえつつ、契約約款に定める部分払の回数を変更するなどして、被災前の出来高に応じた支払をできる限り年度内に行う検討をお願いします。

被災前の出来高は、履行報告関係書類（工事出来高内訳書及び実施工程表等を含む。）や工事写真等、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書などの記録と、品質が確認できる既存資料等により確認することができます。

なお、国土交通省直轄工事においても、別添通知のとおり、被災した工事等について本年度の出来高を本年度に支払うこととしていますので、検討の参考としてください。

2. 被災前の出来高による支払が困難な場合の扱い

（1）被災後の出来高及び損害合計額の支払等

1. による支払が困難である場合には、契約約款に定める部分払の回数を変更するなどして、被災後の工事の現況における出来高に応じた部分払と、損害合計額（工事目的物等に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額をいう。以下同じ。）のうち発注者負担分の支払を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

これらの支払を速やかに行うことが困難である場合には、当面、受注者が（3）の地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができるようにするため、損害合計額のうち発注者負担分の予定額（（2）②による概算額でも可。）が記載された書面を速やかに、できる限り年度内に受注者に交付していただくよう御配慮をお願いします。

（2）損害合計額の算定手続等の迅速化

（1）による支払や書面交付を速やかに行うためには、出来高の額や損害合計額の算定を速やかに行う必要があります。

① 公共工事の請負契約については、これまでも公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしますが、今般の地震により、工事目的物の引渡し前に工事目的物等に損害が生じた場合には、同約款第29条の趣旨を踏まえ、受注者からの通知を受け、

直ちに状況確認を行うとともに、被災後の出来高の額及び損害合計額のうち発注者負担分を速やかに確定するようお願いします。

② ①による額の確定を速やかに行うことが困難な場合には、概算額を速やかに算定するようお願いします。

③ 被災前の工事の出来高、被災後の工事の現況における出来高及び損害合計額（これらの概算額を含む。）は、以下の方法により確認又は算出をすることができます。

1) 被災前の工事の出来高

履行報告関係書類（工事出来高内訳書及び実施工程表等を含む。）や工事写真等、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書などの記録と、品質が確認できる既存資料等に基づく方法（再掲）

2) 被災後の工事の現況における出来高の確認

施工計画書、実施工程表、損害の状況写真等と、品質が確認できる既存資料等に基づく方法

3) 損害合計額の算出

1) により確認した被災前の工事の出来高及び2) により確認した被災後の工事の現況における出来高に基づく方法

（3）損害合計額に係る受注者の債権の譲渡承諾

損害合計額（概算額を含む。）のうち発注者負担分について受注者との間で合意に至った場合で、発注者から直ぐに支払を行うことが困難な事情があるときは、当該発注者負担分に係る受注者の債権を譲渡担保にして、受注者が事業協同組合等から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができることとしたので、当該債権に係る譲渡承諾の申請があったときは、承諾手続の迅速化が図られるよう御配慮をお願いします。

II. 被災した工事以外の工事に係る支払

1. 被災していない施工中の工事に係る支払

今般の地震により受注者が影響を受けたため当面の完成が困難となった工事や、今般の地震に伴い工事中止命令を受けて施工を中断した工事についても、契約約款に定

める部分払の回数を変更するなどして、出来高に応じた部分払を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

2. 完成工事に係る支払

今般の地震の被災地における完成した工事であって、完成検査が未了のものについては、完成検査及び代金支払の手続を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

Ⅲ. 必要書類の確認手続の弾力化

今般の地震により甚大な被害を受けた地域の建設企業においては、出来高の確認や支払に必要な書類を整えることが著しく困難な場合があります。

このため、受注者から相談があり、特段の事情が認められる場合には、可能な範囲で必要書類の提出を求めるとともに、事情聴取を行い、これらによって必要事項が確認されたと認めるときは、当分の間、適切な記録を残した上で、Ⅰ又はⅡによる出来高に応じた支払若しくは書面交付を行うよう御配慮をお願いします。

例えば、通常の確認手続によることができない場合に、次のような取扱をすることが考えられます。なお、国土交通省直轄工事においては、別添通知の取扱を実施することとしています。

- ・受注者が保有すべき必要書類（数量総括表など）が今般の地震により滅失し、又は福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域内に現場事務所があるため必要書類の確保が不可能となっている場合において、発注者が当該書類の副本、写し等を保有しているときは、これらの写しを受注者に交付して、出来高の確認や支払に必要な書類（工事出来形内訳書、実施工程表付き工事履行報告書など）を作成・提出させる。
- ・発注者（監督職員等）が確認手続を行うために必要な書類が作成・提出されない場合に、発注者の施工プロセスのチェックリストや臨場により確認・把握した施工状況などから出来形を確認する。 等

（参考）

- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて」（別添－１）
- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱いについて」（別添－２）